

## 新居浜市愛顔の子育て応援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、子どもを持ちたい人が安心して生み育てられることができる環境を整えるため、子育て世帯への経済的支援を行う新居浜市愛顔の子育て応援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、福祉の向上及び少子化対策を促進するとともに、併せて地域経済の活性化に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象乳児 応援券交付時に本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法第81号。以下、「法」という。）第5条に規定する新居浜市の住民基本台帳に記録され、その属する世帯において生計を一にする第2子以降の満1歳に満たない者をいう。
- (2) 保護者 対象乳児の親権を行う者、後見人で児童を現に監護し生計を同じくする者であって、新居浜市に居住し、法第5条に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (3) 対象製品 愛媛県と覚書を取り交わした企業（以下、「協賛企業」という。）が生産し、愛媛県が別途定める乳幼児用紙おむつ製品をいう。
- (4) 応援券 対象製品の購入費用に充てることができる、本市が発行する「新居浜市愛顔っ子応援券」（第1号様式）をいう。
- (5) 登録店舗 本事業に賛同し、新居浜市が登録した、応援券が利用できる店舗をいう。

### (助成の対象)

第3条 応援券の交付対象は対象乳児とし、その保護者に対して助成するものとする。

### (応援券の交付申請)

第4条 対象乳児の保護者（以下「交付対象者」という。）が応援券の交付を受けようとするときは、新居浜市愛顔の子育て応援事業「愛顔っ子応援券」

交付申請書（第2号様式）に、身分が証明できるもの及び出生届出済証明欄に出生地の首長印が押印されている対象乳児の母子手帳を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請（以下「交付申請」という。）は、当該対象乳児の誕生日から1歳の誕生日の前日までに行わなければならない。ただし、愛顔の子育て応援事業を実施する県内他市町から転入し、転入前市町の応援券の残券を保持している場合は、残券の有効期限までに申請を行うものとする。

（応援券の額等）

第5条 応援券は、50枚綴りを1セットとし、対象乳児1人に対して1セットを限度として、市長が別に定める基準に基づき交付するものとする。

- 2 応援券の有効期限は、交付した年度の翌年度末までとする。

（応援券の交付）

第6条 市長は、第4条の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、対象乳児の母子手帳に、応援券を交付済であることを記載のうえ、前条第1項により交付対象者に応援券を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により応援券を交付したときは、新居浜市愛顔っ子応援券交付台帳（第3号様式）にその旨を記録し、応援券の交付状況を常に明らかにしておかななければならない。

（応援券の利用等）

第7条 応援券の交付を受けた交付対象者（以下「受給者」という。）は、応援券の有効期限内に第10条第2項の規定により指定を受けた登録店舗で対象製品を購入する際に、応援券を利用することができる。

- 2 前項の場合において、対象製品の購入総額が利用する応援券の額面の総額と同額又は上回る場合に使用できるものとし、購入しようとする紙おむつの額が応援券の額面を超えた場合は、その差額は受給者において負担するものとする。

- 3 応援券の有効期限は、交付した年度の翌年度末日とし、有効期限を過ぎた応援券は無効とする。

- 4 紛失による応援券の再発行は行わない。ただし、応援券の汚損、破損につ

いては、新居浜市愛顔っ子応援券と認識できる場合に限り、汚損、破損した応援券と引き換えに応援券を交付できるものとする。

(受給者等の変更)

第8条 受給者は、受給者又は支給対象児の届出事項等に変更があったときは、速やかに新居浜市愛顔っ子応援券届出事項変更届（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

(応援券の返還等)

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、未使用の応援券があった場合は、応援券の返還を命ずることができる。

(1) 対象乳児が、死亡又は市外に転出したとき。ただし、愛媛県愛顔の子育て応援事業費補助金の交付を受ける県内他市町に転出する場合は、この限りではない。

(2) 正当な理由なく第8条の届出を怠ったとき。

(3) 応援券を第三者に譲渡し、又は使用させたとき。

(4) 応援券の記載事項を改変して使用したとき。

(5) 虚偽その他不正の行為により、応援券の支給を受けたとき。

(6) その他応援券の交付に関する市長の指示事項を遵守しないとき。

2 市長は、前項第3号から第5号のいずれかに該当し、必要があると認めるときは、当該受給者が既に使用した応援券の額面に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(登録店舗等)

第10条 この事業に賛同し、応援券の利用できる店舗として指定を受けようとする者は、新居浜市愛顔っ子応援券登録店舗（変更）指定申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項及び次項の指定申請書の提出があり、応援券の利用できる店舗として適当と認める場合は、新居浜市愛顔っ子応援券登録店舗として指定し、新居浜市愛顔っ子応援券登録店舗指定書（第6号様式）を交付するものとする。

3 前項で登録店舗の指定を受けた登録店舗の変更、追加、廃止等がある場合、指定を受けた者は、新居浜市愛顔っ子応援券登録店舗（変更）指定申請書（第

5号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録店舗の取消等)

第11条 市長は、登録店舗の指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はその他指定を受けた者の責めに帰すべき事由により、事業を継続することができないと認めるときは、登録店舗の指定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 登録店舗の指定を受けた者が指定の取消しを申し出たとき。

(3) 登録店舗の故意による不正使用等があったとき。

(4) 指定を受けた者が虚偽その他不正の行為により、請求を行ったとき。

(5) その他応援券の支給に関する市長の指示事項を遵守しないとき。

2 市長は、指定事業者が前項第3号又は第4号に該当し、必要があると認めるときは、受領した応援券に対して支払いを受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 登録店舗の指定を受けた者は、第1項の規定による登録店舗の取り消しにより生じた損害の賠償を市長に請求することができないものとする。

4 第1項の規定により、市長が登録店舗の指定を取り消した場合において、登録店舗として指定されていた店舗が既に受領した応援券を有する場合は、登録店舗の指定を受けた者は、当該応援券に係る請求を行えるものとする。

(助成金の請求手続)

第12条 登録店舗の指定を受けた者は、毎月初日から末日までに受領した応援券を登録店舗ごとに集計し、やむを得ない場合を除き翌月の20日までに新居浜市愛顔っ子応援券助成金交付請求書(第7号様式)に添えて、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、当該請求の内容を審査し、これを適正と認めるときは、請求のあった月の翌月の末日までに支払うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 新居浜市愛顔の子育て応援事業の実施に必要な準備行為は、前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）の規定により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式の規定によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、これを使用し、又は所要の調整をして使用することができる

第1号様式（第2条関係）

（表紙）

<b>新居浜市愛顔の子育て応援事業</b>			
<b>新居浜市愛顔っ子応援券</b>			
保護者氏名	(50音順)		
対象乳児氏名	生年月日	年	月日
住所			
有効期限	年3月31日 ※有効期限を過ぎた愛顔っ子応援券は使用できません。		

※応援券利用前に必要事項を必ず記入してください。

発行：新居浜市 協賛企業：花王株式会社 大王製紙株式会社 ユニ・チャーム株式会社

（表紙の裏側）

<b>★愛顔っ子応援券の使い方★</b>
①この券は、対象乳児の保護者が市内の登録店舗で、下記対象製品を購入する場合に限り1枚あたり1,000円分の費用として使うことができます。
【対象製品】 花王株式会社 メリーズ 大王製紙株式会社 グーン ユニ・チャーム株式会社 ムーニー、マミーポコ （※紙おむつに限ります）
②1回あたりの利用枚数に限りはありませんが、購入額が額面の総額と同額又は上回る場合に使用できます。
③購入額が額面の総額を上回る場合は、差額を自己負担してください。
④すでに購入済みの対象製品との引き換えはできません。
⑤現金との引換えや未使用分の券の払戻しはできません。
⑥この券の売買や第三者への転売・譲渡はできません。
⑦表面の有効期限を過ぎた場合は使用できません。
⑧紛失等による応援券の再発行は行いませんが、汚損・破損による場合は残券と引換えできる場合があります。
⑨券は切り離さずに登録店舗にお持ちください。冊子から切り離すと無効となります。
⑩市外への転出など、申請内容に変更がある場合は下記までお問い合わせください。
【問い合わせ先】新居浜市子育て支援課 TEL0897-65-1242

(応援券 表面)

<p>No. _____</p> <p>新居浜市愛顔の子育て応援事業</p> <h1>新居浜市愛顔っ子応援券</h1>		<p>No. _____</p>
切り離し無効	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">県 キ ャ ラ</div> <h1>1,000円</h1> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">市 キ ャ ラ</div>	切り離し無効
<p>有効期限： 年 3 月 31 日</p>		
<p>発行：新居浜市</p> <p>協賛企業：花王株式会社 大王製紙株式会社 ユニ・チャーム株式会社 (50音順)</p>		

規格：170 mm×76 mm セキュリティ用紙スバル 50枚綴り、無線綴じ、  
ミシン・ナンバリング2か所

(応援券 裏面)

<p>【登録店舗控用】</p> <p style="text-align: center;"><b>新居浜市愛顔っ子応援券</b></p> <p>【登録店舗様】 こちらの半券を5年間保管してください。</p>	<p>【新居浜市保管用】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"><p style="text-align: center;">【登録店舗様へ】</p><p>①この券は下記の対象製品を購入する場合に限り、1枚あたり1,000円分の費用として使用できます。</p><p>②1回あたりの利用枚数に限りはありませんが、対象製品の購入額が額面の総額と同額の場合または上回る場合に利用できます。</p><p>③購入額が額面を上回る場合の差額を応援券利用者からいただってください。</p><p>④表面記載の有効期限を必ず確認してください。</p><p>⑤下記に引換日及び登録店舗名を記載してください。</p></div> <p>【対象製品】</p> <p>花王(株):メリーズ 大王製紙(株):グーン ユニ・チャーム(株):ムーニー・マミーポコ (※紙おむつに限ります)</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">引換日</td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr></table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"><p style="text-align: center;">登録店舗名</p></div>	引換日	年	月	日
引換日	年	月	日		

第2号様式（第4条関係）

新居浜市愛顔の子育て応援事業「愛顔っ子応援券」交付申請書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

対象乳児	住 所	新居浜市
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	申請者との続柄	(第 子)
新居浜市への転入届の提出日 (転入により申請する場合のみ記載)	乳児	年 月 日
	申請者	年 月 日

新居浜市愛顔の子育て応援事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき、上記のとおり新居浜市愛顔っ子応援券の交付を申請します。

なお、申請に当たり住民基本台帳を閲覧することについて同意します。

また、下記事項が発生した場合は、速やかに愛顔っ子応援券を返却することを誓約します。

①対象乳児が死亡し、又は市外に転出したとき（愛媛県内の愛顔の子育て応援事業を実施している市町を除く）。

また、応援券の交付後、下記事項に該当する行為を行った場合、新居浜市愛顔の子育て応援事業実施要綱第9条に基づき行われる返還命令に応じることを承諾します。

① 正当な理由なく新居浜市愛顔の子育て応援事業実施要綱第8条の届け出を怠ったとき。

② 応援券を第三者に譲渡したとき。

③ 応援券の記載事項を改変して使用したとき。

④ 虚偽その他不正の行為により、応援券の支給を受けたとき。

⑤ その他応援券の支給に関する市の指示事項を遵守しないとき。



第4号様式（第8条関係）

新居浜市愛顔っ子応援券届出事項変更届

年 月 日

（宛先）新居浜市長

保護者 住 所

氏 名

電話番号

次のとおり変更等があったので届け出ます。

対象乳児	住 所	（変更前）新居浜市
		（変更後）新居浜市
	氏 名	（変更前）
		（変更後）
	生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
保護者との続柄	（第 子）	
保護者	住 所	（変更前）新居浜市
		（変更後）新居浜市
	氏 名	（変更前）
		（変更後）
変更となる理由		
届出事項が生じた年月日	年 月 日	

※（変更後）欄は該当する箇所のみ記入してください。

第5号様式（第10条関係）

新居浜市愛顔っ子応援券登録店舗（変更）指定申請書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者の住所  
又は所在地

名称及び代表者名

電話番号

新居浜市内の次の店舗について、新居浜市愛顔っ子応援券登録店舗の指定を受けたいので、新居浜市愛顔の子育て応援事業実施要綱第10条第1項（第3項）の規定により（変更）申請します。

なお、申請に当たり新居浜市愛顔の子育て応援事業実施要綱を遵守することを誓約します。

No.	店舗名	住所	電話番号 メールアドレス	申請の区分

※「申請の区分」欄には、申請内容に基づき次のとおり記載すること。

「新規登録申請」→「交付申請」、「登録済店舗の内容変更」→「変更」、「登録店舗の廃止」→「廃止」、「店舗の追加」→「追加」

第6号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

新居浜市愛顔っ子応援券登録店舗指定書

様

新居浜市長 印

年 月 日付けで申請のあった次の登録店舗については、新居浜市愛顔の子育て応援事業実施要綱第10条第2項の規定により、新居浜市愛顔っ子応援券登録店舗に指定する。

No.	店舗名	住所	電話番号 メールアドレス

第7号様式(第12条関係)

新居浜市愛顔っ子応援券助成金交付請求書

金額	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、対象月 年 月分  
 助成券 枚 × 助成額 1,000 円として

年 月 日 第 号で指定を受けた登録店舗において受領した応援券について次のとおり集計しましたので、新居浜市愛顔の子育て応援事業実施要綱第12条第1項の規定に基づき、応援券【新居浜市保管用】を添えて請求します。

年 月 日

請求者の住所  
 又は所在地

名称及び代表者名

各登録店舗受領状況

No.	店舗名	住所	使用枚数 (枚) (A)	金額 (円) (B)=(A)×1,000
合計				